

第十二章 管理運営

【到達目標】

全構成員が建学の理念の具体化という同じ目標を共有し、協力して職務を成し遂げることができるよう環境を作るために、適切な組織を設定し、組織の運営の際の意思決定過程を明確にする。そうした目標を実現するため、以下のような具体的な目標を掲げている。

- ①教授会の権限を規程によって明確にし、規程に基づく適切な活動をおこなう。
- ②短期大学部長などの選任および権限を規程によって明確にし、規程に基づく適切な活動をおこなう。

(教授会)

- ・教授会の役割、特に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性
- ・教授会と学長もしくは短期大学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性
- ・教授会と評議会、短大協議会等の全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

【現状の説明】

1 教授会

教授会は、本学における教学上の重要な意志決定機関である。教授会の権限と役割は「大谷大学短期大学部学則」および「大谷大学短期大学部教授会規程」に明記されている。教授会の開催・方法については「大谷大学短期大学部教授会規程」第3条に規定されている。構成員は、同規程の第2条にあるとおり、専任の教授、准教授、講師である。

教授会は併設の大谷大学の教授会と共同で開催している。これは、建学の理念を同じくする大学のあり方として、本学と大谷大学が不離一体のものとするという考え方に則ったものである。同一敷地内に存在し、多くの教員がそれぞれの大学で兼務教員として勤務して人事交流をおこなっている本学と大谷大学が個々別々に教育活動運営をおこなうのではなく、密接な関係にある大学の構成員の意見にも耳を傾け、より広い見地から、かつ民主的な審議を経て教育活動を進めるプロセスを構築維持していることは、両学の構成員における共通意識の醸成に関して積極的な意味合いをもつものとして考えている。またこのことは、独立性を強調することによる二重投資の発生や、情報の流通が損なわれるなどの弊を排することにもつながっている。ただし、このような考え方が本学と大谷大学との相対的独立性を無視するものであってはならないことはいままでもない。合同教授会を開催しながらも、人事など重要案件などの審議に際しては相対的な独立性を保持しつつ、議決については相互の自治を尊重している。

審議事項は「大谷大学短期大学部教授会規程」第5条に規定する事項であり、教員に関する人事（採用・昇格など）のほか、学則、教育課程、学生支援、研究支援に関することなど、本学の教育研究活動にかかわる重要事項の制定・改定について審議し、決定している。

例をあげるなら、卒業・進級判定については、次のようなプロセスを経て審議決定されている。①短期大学部長の発議、②教授会構成員の広い見識による審議、③議決。また教員の人事においては、その採用昇格などについて、本学執行部（学長および部局長）からの提案にたいして、特に次の点に

ついて審議をおこなっている。①研究者として、博士の学位を有するなどその業績、知識および経験が十分であるか、②教育者としてふさわしい人物であるか。こうした審議の後、執行部は当該の人事案件を理事長に上申し、理事長は教授会での審議事項ならびに執行部の提案を尊重し、最終決定をおこなう。こうした教授会での決定事項・審議経過は、事務局を代表して教授会に出席している学監・事務局長が召集し、議長となる事務部長会議を通じて事務職員に周知され、情報の共有化が図られている。

2 学長と短期大学部長の連携

学長と短期大学部長の連携については、次のような状況にある。学長は本学教授会において、共同開催している大谷大学の学監・文学部長の補佐を得て、議長を務めている。このことは、学長や部局長だけの独断で教育活動運営をおこなうのではなく、本学の教学に関する構成員で構成される教授会において、共同開催する大谷大学の構成員の意見も取り入れ、民主的な審議を経て、教育活動を進めるプロセスが維持されていることを示している。加えて、重要な事案を審議する際には、短期大学部長は自ら各学科会議に出席して趣旨説明をおこない、構成員の声を直接聴取する機会を設けている。また必要に応じて他の部局長の同席を要請し、構成員への説明に尽力している。

3 教授会と協議員会の関係

学長の諮問機関としての協議員会は、教授会で審議される議案について、事務職員も含めたより幅広い構成員の視点から協議する機会として、「大谷大学協議員会規程」に基づいて設置されている。

【点検・評価（長所と課題）】

本学教授会は、規程に基づき、学部における教育研究、学生指導、教員人事などの重要事項について、教育に携わる構成員によって審議・決定をおこなっている。また審議事項について、停滞なくその処理をおこなっており、短期大学部の意思決定機関としての機能および役割ははたされていると考える。短期大学部長など本学執行部との連携や、協議員会などの全学組織との連携も規程に基づき適切におこなわれている。

一方、課題としては、協議員会が大学の意思決定プロセスのなかではたす役割の重要性から、委員構成の適正化が課題となる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

協議員会は学長の諮問機関であり評議員会のような議決機関ではない。諮問に応じ意見は述べても議決はしないが、そのことで大学の意思決定プロセスのなかで非常に重要な役割をはたしており、学内的な位置づけは将来にわたって揺がないと考えられる。ただし、伝統的に教学面に強く、経営・管理面に弱い傾向がうかがえ、協議員会の協議事項のなかには予算および決算に関する事項など教学事項以外にも重要案件が含まれることから、経営・管理面における協議員会の審議力強化をはかるために、委員構成についての再検討を考えている。

（学長、短期大学部長の役割と選任手続）

- ・学長・短期大学部長の選任手続の適切性
- ・学長・短期大学部長の役割とその適切性

- ・学長・短期大学部長と評議会、短大協議会等の全学的審議機関の間の連携協力関係および機能分担の適切性
- ・学科長の役割の内容とその行使の適切性

【現状の説明】

学長は併設校である大谷大学の学長が兼務している。その選任については、「大谷大学学長候補者選出規程」によって定められているとおり、「大谷大学学長候補者選挙管理委員会規程」に基づく委員会の事務のもと、3段階の学長候補者選出選挙を実施することとなっている。

大谷大学学長候補者選出規程

第3条 候補者選出は直接投票により、次のごとく三次にわたって行われる。

- (1) 第1次選挙は専任の特別職員、教育職員（教授・准教授・講師・助教）、特別任用教授及び任期制教員（教授・准教授・講師）によって行い、3名の候補者を選出する。
- (2) 第2次選挙は第1次選挙によって選出された候補者全員について教育職員を除く専任の職員（幹事・書記・書記補・技術職員・現業職員）による信任投票を行う。
- (3) 第3次選挙は、第2次選挙によって信任を得た候補者のなかから教授会（特別職員を含む）が1名の最終候補者を決定する。

この過程を経て、第3次選挙の結果によって決定した最終候補者を理事会に推薦し、議決後、理事長により任命される。このように本学全体の構成員の意思を確認する意味からも、複数回にわたり教員・事務職員による投票を実施することにより意思形成を図っている。さらに選出された学長候補者を理事会が議決することで、経営・教学両面からの賛同を得たことになり、就任後の円滑な大学運営が可能となる体制となっている。

学長の職務については、以下のようなものがあげられる。①校務を統括し、教職員を統括する、②短期大学部運営における最高責任者を務め、本学執行部メンバーを指名（学監・文学部長は推薦する。また、学監・事務局長は除く）し、③本学の経営責任者として理事会の常務理事を務める、④本学の教学責任者として教授会の招集し、重要事項の審議をおこなう。なお、学長は上記の役割のほかにも各種委員会の設立運営、委員の選任責任者を務めるなど、短期大学運営のあらゆる面でその任務をはたしている。また、以上のことは「大谷大学職員就業規則」第5条の「理事長から学長への学内人事案件についての権限委任」「大学職員のサービスの監督」において定められており、学長が大学運営の最終決定者として規定されていることが確認できる。

学長補佐体制は、諮問機関として協議員会、職制として学監、参事を置いている。協議員会は、上述のとおり、教授会に諮る議案についての学長の諮問機関である。構成員は、規程で定められた各部署長と付属の幼稚園長、教員・事務職員から互選で選ばれた協議員11名計20名である。学監は、「大谷大学職制規程」に規定されている。部局長のなかでも特に重責を担う教学に関する責任者（文学部長）、および、本学ならびに併設の大谷大学の経営に関する責任者（事務局長）の両名について学監と定めており、責任ならびに職務分担の明確化、学長を身近な立場から補佐する役割を担っている。こうした学監制度については、学長をより身近な立場で補佐する人物にたいしての職名として、他大学においても使用されている。参事は、特定の業務に関して学長の意思形成を支援する職として併設の大谷大学の「大谷大学職制規程」に基づきを置くことができるようになっている。

加えて、本学全体のさまざまな事項について実際にさまざまな決裁・最終的な業務判断をおこなう

学長の意思形成を補佐するために、部局長らが学長への進言ならびに業務執行調整をおこなう場合がある。調整後には、学長の判断がそれぞれの部局長を介して各部署に指示される。

また、短期大学部長の選任および職務については、「大谷大学職制規程」において、「教授又は准教授のうちから学長の推薦により理事長が任命」（第 18 条）すること、「短期大学部に関する事項を管掌する」（第 23 条）ことが定められており、「大谷大学協議員会規程」の第 2 条には協議員会の協議事項として、短期大学部長の推薦に関する事項が定められている。また協議員会においては、短期大学部長の選任に際して、学長にたいして諮問がおこなわれることから間接的ではあるが、教員・事務職員の意思が反映されるかたちをとっている。

本学では「大谷大学短期大学部学科主任規程」に基づき、各学科に、所属する教員の互選によって 1 名ずつの学科主任を置いているが、同規程はさらに学科主任が「所属の科を統理」することを定めている。学科主任は学科会議を開催し、学科の教員の意見を取りまとめ、学科の円滑な運営を図っている。

【点検・評価（長所と課題）】

学長の選出手続きについては、現在では学長候補者の抱くビジョンが明確でないままに選挙が実施されているのが実状である。また、学長および学監・文学部長の任期はそれぞれ 4 年と 2 年であるが、今後、将来構想の策定のためには、任期についての検討も必要となる。

学長、短期大学部長の職務とその権限においては、上述の役割の他に各種委員会の設立運営、委員の選任責任者を務めるなど、教学・大学運営のあらゆる面で規程に基づき、その職務をはたしていると考える。ただし、学長および短期大学部長は要職多用であるため、権限委譲できるものは一部、学監・文学部長や他の部局長などに規程を制定したうえで委譲し、当面の問題だけではなく将来を見据えた中・長期的な短期大学運営ビジョン検討へ力を注ぐことが必要と考えられる。

学長補佐体制については、学監制度は、民間企業におけるリスクマネジメントの手法を先取りしたものである。本学の最高責任・決定者である学長に不測の事態が生じた際のリスクマネジメントもおこなっており、今後とも先達の知恵を有効に活かしながら、円滑な短期大学運営を実施していくべきである。参事職についても適切に学長を補佐し、また意思形成を支援している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学長ならびに短期大学部長の選出手続きについては、たとえば立候補制度の導入など、改善施策の検討をおこなう。学長・短期大学部長の任期は、それぞれ現行は 4 年と 2 年であるが、本学の長期的ビジョンの実現のために、任期の延長をも視野に入れた検討をおこなう。

学長・短期大学部長は要職多用であるから、本学ならびに併設の大谷大学の運営において、文教政策分析・法令解釈・高等教育市場の調査・学内の基礎的数値の把握分析（IR:Institutional Research）をするなど、短期大学運営に際して判断の基礎となる諸データを定期的に提供することのできる高度なアドミニストレーション能力を備えた事務職員を養成する。

（教学組織と学校法人理事会との関係）

- ・ 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担の適切性

【現状の説明】

学校法人真宗大谷学園は、伝統的に小さな本部であることを心がけている。たとえば各設置校は事実上独立採算であり、入学者の決定は各設置校の教授会に委ねられている。学則は理事会で審議されるが、特段の問題のないかぎり実質的には教授会で審議された事柄の再確認である。しかしながら、これらの事柄は学校法人理事会の脆弱さをあらわしているのではない。学園本部が小さな政府であるように、理事会は各設置校のいわば地方自治を尊重しつつ、学校法人真宗大谷学園寄附行為に定められた責務を粛々と果たしているのである。

【点検・評価（長所と課題）】

学校法人真宗大谷学園理事会が各設置校の自治を認めているおかげで、本学教学組織と理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の状況について特に課題は見あたらない。これはひとえに学校法人真宗大谷学園の行政方針によるものと評価してよいと考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学教学組織が本評価項目で問われる事柄について配慮してきたのは宗門（真宗大谷派）との関係であった。宗門と学校法人との関係の枠組みに変化が起こらない限り、本学教学組織と学校法人理事会とのあいだの連携協力関係および機能分担、権限委譲については、現状維持がもっとも望ましい。

（意思決定）

- ・短期大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

【現状の説明】

委員会、プロジェクト、所管事務局などで起案された案件は、大学執行体、協議員会、事務部長会議などのレファレンスを経て、学内的な教学事項については教授会による議決の後、学長によって決定される。予算および決算、学則などの事項については真宗大谷学園理事会により議決される。

【点検・評価（長所と課題）】

本学の意思決定プロセスは、前述のとおり確立されている。透明性の担保もなされていると考えられ特に問題は指摘されないが、おおむね予想内の事象に磐石であっても、まったく予想外の事象にたいして柔軟に対処可能かは未知数である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

数次におよぶ大学執行体、協議員会、事務部長会議などによるレファレンスの経緯が、大学構成員に等しく簡明に開示される方途を探り、意思決定プロセスをより柔軟性を備えたものとする。

（管理運営への学外有識者の関与）

- ・管理運営に対する学外有識者の関与の状況とその有効性

【現状の説明】

本学母体の学校法人理事・評議員・監事に、学内関係者のみならず、学外の有識者（会社経営者や弁護士）を選任している。

【点検・評価（長所と課題）】

本学の経営を見るうえで、学内関係者による内部からのチェックだけではなく、学外の有識者による外部からの指摘を受けることは、「一般社会からの視点」を得ることであり、有益である。また、法律の専門家である弁護士が加わっていることは、学内業務における法令遵守の適正さの確認機会を業務監査の時点で得ることを意味しており、現状は適正に運営されていると考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学の管理運営のさらなる適正化の方策として外部評価を考えている。外部評価作業の手はじめとしての卒業生アンケートの実施とともに、外部評価委員会の設置を急ぐ。